

（平成二十九年租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

附 則

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第十一条 省 略

2 改正法附則第六十九条第十一项の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十五条の七から第六十五条の九まで（旧法第六十五条の七第一項の表の第十号に係る部分に限る。）の規定及び改正令附則第二十三条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十九条の七の規定に基づく旧規則第二十二条の七第二項から第十項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項第一号	省 略	省 略
第二項第三	施行令第三十九条	租税特別措置法施行令等の一部を

附 則

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第十一条 同 上

2 同 上

同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上
		租税特別措置法施行令等の一部を

号	の百六第十六項				改正する政令（平成二十九年政令 第百十四号）附則第二十九条第六 項の規定によりなおその効力を有 するものとされる同令第一条の規 定による改正前の租税特別措置法 施行令（以下「旧効力連結措置法 施行令」という。）第三十九条の 百六第十六項
第五項	省略				省略
第七項第一号	省略	省略	省略	省略	省略
第七項第三号	省略	省略	省略	省略	省略

（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第十五条 省略

2 改正法附則第八十四条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで（旧法第六十八条の七十八第一項の表の第十号に係る部分に限る。）の規定及び改正令附則第二十九条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第三十九条の百六の規定に基づく旧規則第二十二條の六十九第二項から第十項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項第一	省略	省略
-------	----	----

号	同上				改正する政令（平成二十九年政令 第百十四号）附則第二十九条第七 項の規定によりなおその効力を有 するものとされる同令第一条の規 定による改正前の租税特別措置法 施行令（以下「旧効力連結措置法 施行令」という。）第三十九条の 百六第十六項
第五項	同上				同上
第七項第一号	同上	同上	同上	同上	同上
第七項第三号	同上	同上	同上	同上	同上

（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第十五条 同上

2 改正法附則第八十四条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで（旧法第六十八条の七十八第一項の表の第十号に係る部分に限る。）の規定及び改正令附則第二十九条第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第三十九条の百六の規定に基づく旧規則第二十二條の六十九第二項から第十項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上	同上	同上
----	----	----

第七項第三号		第七項第一号		第五項	第二項第三号	号
省略	省略	省略	省略	省略	省略	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	

同上		同上		同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	